

公職選挙法の一部を改正する法律等の成立を受けて

本日、「公職選挙法の一部を改正する法律」及び「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。

昨今、選挙運動においてSNSの影響力が急速に増大し、偽情報の拡散やフェイク動画による有権者の誤導、誹謗中傷の横行など、民主主義の土台を揺るがすような問題が指摘されてきた。

国においては、こうした状況を改善し公正な選挙運動を担保するための法案成立に尽力いただいたことに敬意を表する。

全国知事会では、昨年10月に「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」を立ち上げ、インターネット選挙運動を含む選挙制度のあり方全般について議論し、本年4月に報告書を取りまとめた。その後、政府等に対し、公正な選挙運動を担保するため、SNSの利用に対する新たな規制や偽誤情報の拡散防止の仕組みの導入などについて要請を行ってきた。

今回の法改正では、SNS利用者に対しては、偽情報を投稿しないことや生成AIを利用した映像等にはその旨の表示を行う責務を課すほか、事業者に対しては、偽誤情報の拡散による選挙への悪影響を軽減する措置の義務付けなどが盛り込まれ、我々の要請の趣旨を踏まえたものであり感謝する。

今後も、我々の要請のうち、今回の法改正の施行状況等を踏まえたSNS等を利用した選挙運動等の適正化に対する更なる措置の検討や、被選挙権年齢の引き下げ、地方選挙の再統一又は一定の時期への集約、参議院選挙における合区の解消などについても、国においてさらに議論を深め、選挙制度が時代の変化に的確に対応し、地方自治・民主主義の確立に資するものとなるよう、格別のご配慮をいただくよう求める。

令和8年7月13日

全国知事会 会長 長野県知事 阿部 守一